

2 生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当、保健栄養担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生及び食品衛生等に係る各種の事業を実施した。

(1) 医事・薬事

① 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

平成19年度から有床診療所への立入調査を実施している。平成20年度からは3年に1回の頻度で立入調査を実施することとし、今年度は10件立入調査を実施した。また、平成19年度の市移管に伴い、新たに衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っている。

② 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等3品目、医薬部外品3品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

③ 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

④ 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

⑤ 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等35検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

⑥ 薬物乱用防止対策

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会とともに、平成23年5月の「健康フェスタ」等において、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用の恐ろしさや知識の啓発に努めている。平成20年度から、小中学校生徒の指導にあたる教師及び薬物乱用防止講師の資質の向上に資するため、薬物乱用防止講師養成研修会を開始した。平成24年2月には、「身近に迫る脱法ドラッグや脱法ハーブ」をテーマに研修会を行い、101名が参加した。

また、市内の小中学校生を対象とした薬物乱用防止講習会において使用するパンフレットや、薬物標本の貸し出し等を行っている。

⑦ 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成23年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示（更新）のあつた医療機関は4施設であった。

⑧ 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表（1）－1）

（平成23年度）

業 績		施 設 数		新 規	廃 止	更 新	諸 届	監視指導		
		22年度末	23年度末							
病院		41(9,226)	41(9,122)	2	3	—	138	2		
一般診療所		381(127)	380(137)	20(8)	21	—	183	39		
有床		18(127)	19(137)	1(8)	—	—	23	10		
無床		363	361	19	21	—	160	29		
歯科診療所		284	288	14	10	—	93	16		
有床		—	—	—	—	—	—	—		
無床		284	288	14	10	—	93	16		
助産所		17(8)	18(3)	1	—	—	—	—		
有床		2(3)	2(3)	—	—	—	—	—		
無床		15	16	1	—	—	—	—		
衛生検査所		7	7	1	1	—	19	3		
施 術 所	あま指、はり、きゅう	268	278	20	10	—	15	19		
	柔道整復	117	126	12	3	—	19	12		
出張施術業務者		206	219	21	8	—	—	—		
医業類似行為		1	1	—	—	—	—	1		
歯科技工所		85	86	3	2	—	1	4		
総 数		1,407	1,444	94	58	—	468	96		
医 薬 品	薬局		209	218	20	12	36	512	119	
	販 売 業	一般販売業	17	7	—	10	1	13	10	
		店舗販売業	58	75	19	1	—	170	39	
		卸売（一般）販売業	31	34	6	1	5	13	11	
		薬種商販売業	8	7	—	1	1	1	4	
		特例販売業	6	3	—	3	—	2	1	
		配置販売業	—	—	—	—	—	—	—	
	薬局・製造販売業		18	19	1	—	3	6	13	
	薬局・製造業		18	19	1	—	3	6	13	
	麻薬小売業者		118	124	13	7	69	252	55	
	向精神薬販売業者		227	—	—	—	—	—	136	
	覚せい剤原料取扱薬局*1		210	—	—	—	—	—	120	
	高度管理医療機器販売業・賃貸業		145	137	13	22	19	58	82	
高度管理医療機器販売業		109	104	11	16	3	55	149		
高度管理医療機器賃貸業		1	1	—	—	1	2	1		
管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）		250(201)	266(219)	32	27	—	—	157(120)		
管理医療機器販売業		698	732	49	15	—	28	132		
管理医療機器賃貸業		5	5	—	—	—	—	—		
化粧品販売業		329	344	45	28	—	—	—		
医薬部外品販売業		329	344	45	28	—	—	—		
毒 物 劇 物	販 売 業	一般販売業	157	156	8	9	18	45	41	
		特定品目販売業	8	8	—	—	1	—	1	
		農薬用品目販売業	9	9	—	—	—	3	10	
	業 務 上 取 扱 者	届 出	電気メッキ業	3	3	—	—	—	—	3
			金属熱処理業	—	—	—	—	—	—	—
			運送業	1	1	—	—	—	—	—
		非 届 出	工場・研究所	57	57	2	1	—	—	13
	学校	142	142	—	—	—	—	—		
	総 数		3,163	3,285	265	181	160	1,166	1,110	

（ ）内は病床数 あま指：あん摩マッサージ指圧 ※1 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

※2 「管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）」の各項目における（ ）内数値は兼業分再掲

病院・診療所・助産所病床数（表（1）- 2）

年 度	総 数	病 院	病 院 内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所
			一般病床	結核病床	精神病床	感染症病床	療養病床			
22年度	9,356	9,226	2,891	34	4,218	8	2,075	127 (17)	—	3
23年度	9,262	9,122	2,737	—	4,232	8	2,145	137 (—)	—	3

*：（ ）内は療養病床再掲

八王子医療刑務所病院・少年院（診療所）関係の病床は含まない。

医療従事者免許受付件数（表（1）- 3）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
22	総 数	969	37	12	76	107	11	443	79	11	20	36	58	4	36	35	4
23	総 数	845	23	10	69	95	15	416	77	7	12	30	3	3	34	48	3
	新 規	444	20	2	13	59	4	223	37	2	7	17	2	2	25	29	2
	籍訂正・書換	370	2	5	54	35	10	183	35	3	4	12	1	1	8	17	—
	再 交 付	21	—	—	1	—	—	8	5	2	1	1	—	—	1	2	—
	除 籍 (まっ消)	7	1	3	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	3	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査（表（1）- 4）

年 度	区 分	施 設 数	採 水 件 数	検 査 結 果	
				1.0ppm 以下	1.0ppm を超えたもの
22	総 数	4	4	4	—
23	総 数	3	3	3	—
	電気めっき業 金属熱処理業	3 —	3 —	3 —	— —

医療機関従業者数表（表（1）－5）

（平成20年10月1日現在）

種 別	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
総 数	8,620.4	2,556.8	1,105.9
医 師	730.6	391.8	—
（ 常 勤 ）	577.0	297.0	—
（ 非 常 勤 ）	153.6	94.8	—
歯 科 医 師	25.3	4.9	383.8
（ 常 勤 ）	17.0	2.0	324.0
（ 非 常 勤 ）	8.3	2.9	59.8
薬 剤 師	207.8	19.7	—
保 健 師	101.4	36.6	—
助 産 師	43.7	2.0	—
看 護 師	2,481.1	272.2	0.6
准 看 護 師	1,073.7	201.1	0.3
看 護 業 務 補 助 者	1,413.0	141.6	—
理 学 療 法 士	162.3	24.8	—
作 業 療 法 士	172.4	6.1	—
視 能 訓 練 士	7.2	8.9	—
言 語 聴 覚 士	47.1	3.0	—
義 肢 装 具 士	—	—	—
歯 科 衛 生 士	18.4	7.5	223.3
歯 科 技 工 士	1.0	1.5	20.7
歯 科 業 務 補 助 者	—	—	346.8
診 療 放 射 線 技 師	142.2	28.6	—
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1.9	9.0	—
臨 床 検 査 技 師	205.8	42.5	—
衛 生 検 査 技 師	—	1.0	—
臨 床 工 学 技 師	44.8	21.6	—
あん摩マッサージ指圧師	9.5	34.3	—
柔 道 整 復 師	1.0	24.2	—
管 理 栄 養 士	66.7	—	—
栄 養 士	44.0	23.4	—
精 神 保 健 福 祉 士	64.9	0.8	—
社 会 福 祉 士	22.1	15.8	—
介 護 福 祉 士	170.9	184.9	—
そ の 他 の 技 術 員	69.9	72.4	—
医 療 社 会 事 業 従 事 者	58.0	15.5	—
事 務 職 員	644.6	667.3	105.9
そ の 他 の 職 員	589.1	293.8	24.5

* 3年ごとに行われる医療施設静態調査による。

年末届出件数（表（1）－6）

（平成22年12月31日現在）

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件 数	8,421	1,061	391	1,492	311	86	5,080			

* 2年ごとの届出件数による。

(2) 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

① 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表（2）-1）

業種	施設数		許可・確認 届出件数	変更 件数	廃止 件数	監視指導 件数
	22年度末総数	23年度末総数				
総数	6,343	6,271	125	502	199	673
理容所	329	321	13	36	21	106
美容所	628	637	37	164	28	173
クリーニング所	350	351	12	17	11	34
一般	123	123	4	4	4	14
取次所	227	228	8	13	7	20
公衆浴場	39	40	1	25	1	44
普通の	4	4	—	—	—	4
旅館	35	36	1	25	1	40
ホテル	72	68	1	13	5	63
旅館	27	25	0	7	2	26
簡易宿所	39	37	0	5	2	31
下宿	6	6	1	1	1	6
季節営業（再掲）	—	—	—	—	—	—
興行場	1	1	1	1	1	2
映画館	23	24	2	17	1	24
多目的利用施設	13	13	—	9	—	13
その他の	9	8	—	7	1	8
仮設興行場	1	3	2	1	—	3
プー	—	—	—	—	—	—
許可	23	23	20	22	20	53
水道施設	23	23	20	22	20	53
水道施設	3,026	2,954	26	69	98	104
上水道	—	—	—	—	—	—
簡易水道	—	—	—	—	—	—
専用水道	44	44	—	44	—	54
簡易専用水道	784	771	7	12	20	20
特定小規模貯水槽水道	643	623	8	12	28	21
特定外小規模貯水槽水道	1,555	1,516	11	1	50	9
温泉利用施設	12	13	1	3	1	11
墓地等	1,678	1,673	7	19	12	42
墓地	1,662	1,657	6	14	11	37
墓納骨堂	15	15	1	4	1	3
火葬場	1	1	—	1	—	2
特定建築物	163	167	5	117	1	19

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表（2）－2）

施設	施設数		許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	22年度末総数	23年度末総数			
総数	780	780	3	3	72
コインランドリー	60	62	3	1	61
コインシャワー	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	720	718	—	2	11

② 室内環境対策

健康づくり施策の一環として、測定機器等を使用して住まいの環境調査を実施し、データに基づき健康的な住まい方や維持管理について助言を行っている。

室内環境対策（表（2）－3）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	5	10	4	267	7	22	315
調査件数	—	—	—	6	—	2	8

③ 環境衛生関係施設の科学検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行っている。なお、施設の科学検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表（2）－4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適合	不適合	冷房期		暖房期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	74	71	3	74	71	3	—	—	3	—
美容所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基準							0.5%以下	(50ppm以下)*	0.5%以下	(50ppm以下)*

*（ ）内は指導基準によるもの

イ クリーニング所の空気検査（表（2）－5）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	2	2	—	3	3	—	50ppm 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	200ppm 以下
フロン（113）	—	—	—	—	—	—	—

ウ クリーニング所の排水検査（表（2）－6）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.1mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	3mg/l 以下

エ 公衆浴場検査（表（2）－7）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普 通	4	2	2	26	22	4	—	—	1	1	—	3
その他	32	22	10	143	112	31	—	—	—	25	—	7
基 準							5度以下	25mg/l 以下	1個/ml 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/l 以上

オ 興行場の空気検査（表（2）－8）

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）				
				適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度	
21	16	5	44	36	8	8	—	—	—	
基 準							0.15% 以下	30個/枚 以下	0.2mg/m ³ 以下	*

*場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

カ プールの水質検査（表（2）－9）

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
許可	37	30	7	99	87	12	—	—	—	1	3	—	8	2	—
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/mℓ以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

④ 行政による水質検査

専用水道や井戸水など実態把握のための行政検査を行っている。

行政による水質検査（表（2）－10）

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延べ数）						
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	その他
総数	8	4	4	—	—	—	—	—	—	4
飲料水	専用水道	4	—	4	—	—	—	—	—	4
	井戸水等	4	4	—	—	—	—	—	—	—
基準				検出されないこと	100個/mℓ以下	5度以下	2度以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	—

⑤ 苦情と相談

内容別相談件数（表（2）－11）

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法	その他（特定建築物含む）	計	法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
2,062	718	785	1503	299	54	15	116	484	75

⑥ 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

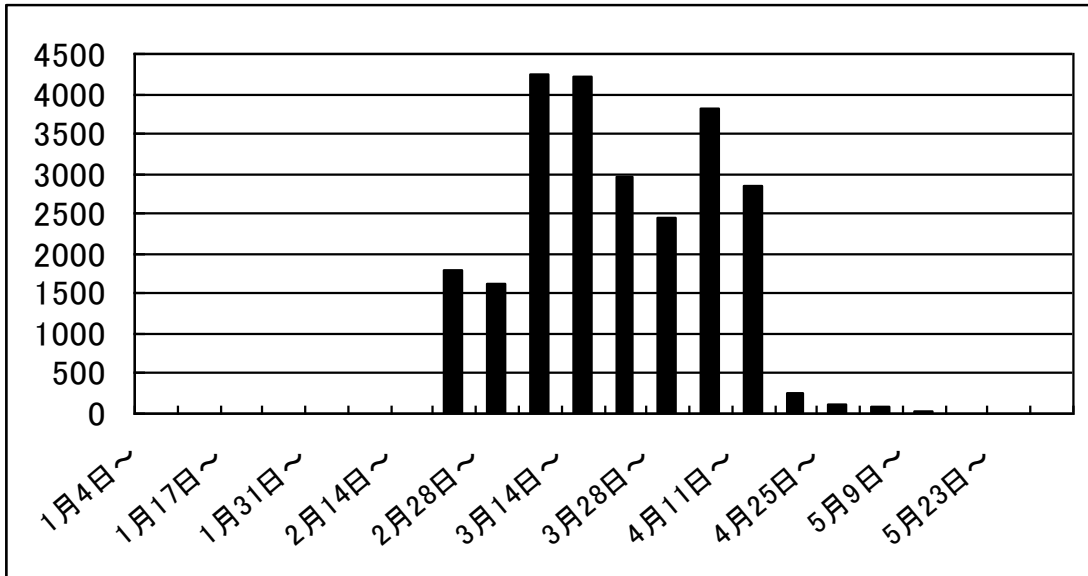
衛生管理講習会（表（2）－12）

対象	回数	内容	受講者数
プールの管理者	3	プールの衛生管理について	156
理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症について	165
美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症について	179
旅館業の経営者	1	旅館業営業施設の衛生管理、施設の衛生等について	29
特定建築物管理者	1	立入検査時の事例、建築物環境衛生維持管理要領	94
理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症について	27
八王子市環境衛生協会自治指導員	1	感染症の予防と対策、環境自主点検について	30
市民（アレルギー教室）	1	子供のアレルギーについて	43
専用水道施設の管理者	1	水道法の規則改正、専用水道の衛生管理について	31

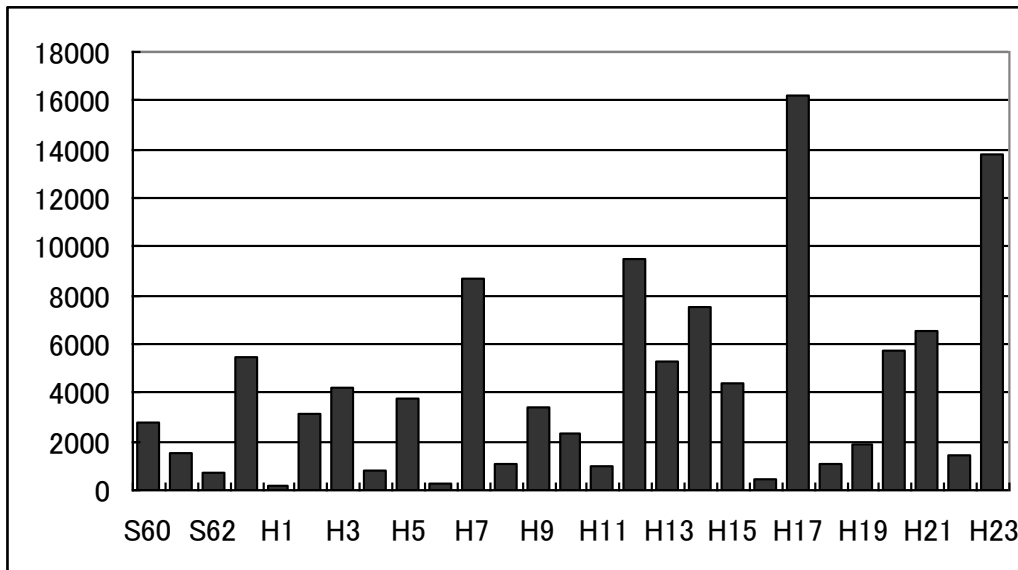
⑦ 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。平成24年春（平成24年1月4日から5月13日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科花粉数は2468.6 個/cm²を観測した。都内平均のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は過去（昭和60年以降）2番目に多かった昨春と比べて、約1割であり、過去10年間で比較すると4番目に少なく、平均の約3割であった。八王子の観測点では昨春の約1割の飛散となった。

(個/cm²/週) 図(2)-1 八王子観測点のスギ・ヒノキ花粉飛散数(週別)



(個/cm²/シーズン) 図(2)-2 都内の観測地点の平均値(年別)



(3) 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

① 営業施設、許可数、監視指導件数

ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表(3)-1）

区 分	22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
合 計	8,976	8,785	959	812	1,130	3,914		
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	56	51	—	6	4	18	業変-1
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	175	197	46	5	26	70	
	一 般 飲 食 店	3,228	3,208	384	290	393	1,411	業変+3 -1
	民 生 食 堂	—	—	0	—	0	0	
	す し 屋	150	146	7	12	9	111	
	そ ば 屋	129	126	6	24	7	92	
	仕 出 し 屋	52	49	1	4	5	23	
	弁 当 屋	219	193	23	16	44	118	業変+3
	そ う 菜 店	189	173	14	11	22	117	業変-3
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	2	9	8	—	—	8	業変-1
	移 動 時 臨	3	3	—	—	—	—	
	許 可 あ る 集 団 給 食	392	361	16	36	47	54	
	自 動 車	278	272	30	37	33	286	
	自 動 販 売 機	58	75	25	—	8	25	
天 ぷ ら 船 屋 形 船	8	8	—	—	—	—		
小 計	4,939	4,871	560	441	598	2,333		
喫 茶 店 営 業	店 舗	49	51	7	5	4	19	
	自 動 販 売 機	951	845	55	100	147	168	
	自 動 車	4	4	1	—	1	1	
	小 計	1,004	900	63	105	152	188	
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	142	142	16	12	14	74	業変-2
	生 菓 子 製 造 業	168	161	19	15	18	84	業変+1
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	241	253	72	11	58	129	業変+1
	移 動 時 臨	0	0	—	—	—	—	
	自 動 車	80	79	6	9	8	15	
	小 計	22	24	8	—	6	9	
あ ん 類 製 造 業	653	659	121	47	104	311		
アイスクリーム類製造業	2	2	—	—	—	—		
乳 処 理 業	69	63	16	5	16	36		
計	—	—	—	—	—	—		
計	6,667	6,495	760	598	870	2,868		

区 分		22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考
				新 規	更 新			
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—	
乳 製 品 製 造 業		5	5	—	1	—	3	
集 乳 業		—	—	—	—	—	—	
乳類 販売業	専 ショーケース売り	36	34	1	4	3	12	
	自動販売機	601	599	58	60	62	240	
	移動販売車	552	547	29	48	81	77	
	小 計	5	5	—	—	—	—	
小 計		1,194	1,185	88	112	146	329	
食 肉 処 理 業		12	12	—	3	—	19	
食肉 販売業	一 般	137	132	6	10	10	219	業変-1 業変+1
	包装 機械	326	326	33	31	32	108	
	自動販売車	—	—	—	—	—	—	
	移動販売車	1	1	—	—	—	—	
小 計		464	459	39	41	42	327	
食 肉 製 品 製 造 業		5	5	—	—	—	4	
魚介類 販売業	一 般	177	168	16	14	20	127	業変-1 業変+1
	包装 機械	295	297	40	29	37	101	
	移動販売車	4	4	—	—	—	—	
小 計		476	469	56	43	57	228	
魚介類せり売業		1	1	—	—	—	—	
魚肉ねり製品製造業		7	7	1	1	1	10	
食凍・冷 品の蔵 冷業	冷 凍 業	8	10	2	2	—	12	
	冷 蔵 業	8	7	—	—	1	1	
	小 計	16	17	2	2	1	13	
食品の放射線照射業		—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水製造業		6	6	—	—	—	4	
乳酸菌飲料製造業		—	—	—	—	—	—	
氷雪 製造業	氷 雪 製 造 業	1	1	—	—	—	1	
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
	小 計	1	1	—	—	—	1	
氷 雪 販 売 業		5	5	—	—	—	3	
食製 用油 脂肪業	動 物 性 油 脂	1	1	—	—	—	—	
	植 物 性 油 脂	1	1	1	—	1	1	
	小 計	2	2	1	—	1	1	
マーガリン又はショートニング製造業		—	—	—	—	—	—	
みそ製造業		—	—	—	—	—	—	
醬油製造業		—	—	—	—	—	—	
計		2,194	2,174	187	203	248	942	
ソ ー ス 類 製 造 業		2	2	—	—	—	—	
酒 類 製 造 業		3	3	—	—	—	—	
豆 腐 製 造 業		31	29	—	2	3	42	
納 豆 製 造 業		3	3	—	—	—	—	
め ん 類 製 造 業		37	36	4	5	3	30	
そ う ざ い 製 造 業		32	35	7	4	6	27	
かん詰又はびん詰食品製造業		3	4	1	—	—	1	
添 加 物 製 造 業		4	4	—	—	—	4	
計		115	116	12	11	12	104	

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表（3）-2）

区 分	22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	備 考		
			新 規	更 新					
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	菓 子	1	1	1	1	—		
		豆 腐 及 び そ の 加 工 品	10	7	7	10	—		
		弁 当 類	22	16	16	22	—		
		ゆ で め ん 類	—	—	—	—	—		
		そ う 菜 類	10	8	8	10	—		
		ア イ ス ク リ ー ム 類	1	—	—	1	—		
		魚 介 類 及 び そ の 加 工 品	—	1	1	—	—		
		小 計	44	33	33	44	—		
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	つ け 物 製 造 業	22	22	2	1	1	8	
		製 菓 材 料 等 製 造 業	7	7	—	1	—	3	
		粉 末 食 品 製 造 業	17	17	1	2	2	6	
		そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	9	9	—	—	1	3	
		調 味 料 等 製 造 業	24	24	1	1	1	9	
		魚 介 類 加 工 業	3	3	2	—	2	3	
		液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—	
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	店 舗	662	662	61	72	95	308	業変+2 -3
		包 装	201	201	34	4	16	56	業変+3-2
		自 動 販 売 機	84	84	12	7	13	19	
		移 動 販 売 車	11	11	3	—	2	3	
		小 計	958	958	110	83	126	386	
食 料 品 等 販 売 業	卵 選 別 包 装 業 者	卵 選 別 包 装 業 者	1	1	—	—	—	—	
		小 計	1,067	1,074	116	88	133	418	
東 京 都 ふ ぐ の 取 扱 い 規 制 条 例 に 規 定 す る 営 業		64	64	4	—	7	112		

* 行商の施設数については、平成23年1月1日～12月31日末現在である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表（3）-3）

区 分	22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	備 考	
総 数	294	303	16	7	406		
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	85	84	1	2	16	
	病 院 ・ 診 療 所	30	28	1	3	66	
	工 場 ・ 事 業 所	1	1	—	—	1	
	児 童 福 祉 施 設	108	113	7	2	229	
	社 会 福 祉 施 設	53	57	5	1	75	
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	5	5	—	—	6	
	そ の 他 給 食（届出以外）	11	14	2	—	10	
給 食（届出以外）	1	1	—	—	3		

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表（3）－4）

区 分	22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	許 可 件 数	休 止 数	廃 業 数	監 視 件 数	備 考
食 鳥 処 理 業	3	3	—	1	—	8	

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表（3）－5）

区 分	22年度末 営業所数	23年度末 営業所数	報 告 件 数	廃 業 数	監 視 件 数	備 考	
総 計	5,640	5,640	3	0	1,972		
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	111	111	2	—	2	
	つけ物製造業	29	29	—	—	72	
	その他の食品製造業	一般食品	32	32	1	—	12
		乳肉食品	—	—	—	—	—
	小 計	172	172	3	—	86	
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	677	677	—	—	241	
	乳製品販売業	704	704	—	—	254	
	アイスクリーム類販売業	850	850	—	—	373	
	野菜果物販売業	589	589	—	—	267	
	菓子（パンを含む）販売業	1,011	1,011	—	—	481	
	主食販売業	168	168	—	—	18	
	酒類・調味料販売業	385	385	—	—	89	
	その他の食品販売業	179	179	—	—	40	
小 計	4,563	4,563	—	—	1,763		
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	214	214	—	—	47	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	221	221	—	—	16	
	小 計	435	435	—	—	63	
添加物製造業	—	—	—	—	—		
添加物販売業	470	470	—	—	60		
乳さく取業	—	—	—	—	—		

② 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表（3）－6）

項目 食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
22 年度管内総数		252	252	—	190	190	—	62	62	—
23 年度管内総数		230	230	—	166	166	—	64	64	—
魚介 類等	魚 介 類	8	8	—	8	8	—	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	10	10	—	5	5	—	5	5	—
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍 結 前 加 熱 済 ・ 加 熱 後 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品		51	51	—	46	46	—	5	5	—
乳 ・ 乳類等	牛 乳 ・ 加 工 乳 ・ そ の 他 の 乳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓	5	5	—	5	5	—	—	—	—
農産 物等	穀 類 及 び そ の 加 工 品	3	3	—	1	1	—	2	2	—
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品	29	29	—	17	17	—	12	12	—
菓 子 類		30	30	—	20	20	—	10	10	—
飲料・ 氷雪・ 水	清 涼 飲 料 水	12	12	—	4	4	—	8	8	—
	酒 精 飲 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	氷 雪	1	1	—	1	1	—	—	—	—
	水	1	1	—	1	1	—	—	—	—
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	4	4	—	—	—	—	4	4	—
	調 味 料	7	7	—	1	1	—	6	6	—
	そ う ざ い 類 及 び そ の 半 製 品	46	46	—	41	41	—	5	5	—
	上 記 以 外 の 食 品	23	23	—	16	16	—	7	7	—
添加物	別 表 第 2 の 添 加 物 及 び 製 剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表（3）－7）

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
22	管 内 総 数		1,193	1,091	102	—	—
23	管 内 総 数		1,136	1,075	61	—	—
	内 訳	手 調 理 器 具	562	519	43	—	—
		食 べ の 品 他	574	556	18	—	—
			—	—	—	—	—

③ 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成23年度は3件の食中毒事件が発生した。病因物質はノロウイルス及びカンピロバクターであった。

食中毒発生状況（表（3）－8）

総 数		内 訳				
22年度	23年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
2件	3件	23年4月21日	飲食店	会食料理	カンピロバクター	4／7
		23年10月11日	飲食店	会食料理	ノロウイルス	28／40
		24年2月25日	飲食店	会食料理	ノロウイルス	6／9

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表（3）－9）

事 件 数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病因菌検出状況	
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出
		非発病	発 病				
32	53	34	19	5	14	9	5

④ 苦情・相談等

ア 苦情処理件数（表（3）－10）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
22	230	18	31	1	7	26	77	14	17	4	2	33
23	211	14	34	1	3	21	68	17	23	5	1	23

* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

イ 相談件数（表（3）－11）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,250	2,684	3,566

⑤ 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、すし屋、集団給食）、許可を要しない集団給食施設（食品製造業等取締条例に基づく届出義務のある施設）、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上）を対象とした。食品衛生実務講習会(B)は(A)以外の食品営業関係施設を対象とした。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表（3）－12）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他(消費者等)	合計
22	回 数	5	49	8	62
	受講者数	638	1,352	360	2,350
23	回 数	3	46	6	55
	受講者数	640	1,927	91	2,658

⑥ 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表（3）－13）

年度	区 分	調 理 師	製菓衛生師	
22	管 内 総 数	243	12	
23	管 内 総 数	249	14	
	内 訳	免 許 申 請	206	14
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	8	0
		免 許 証 再 交 付 申 請	35	0

⑦ 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表（3）－14）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	11	1,748
夜間営業者	1（ふぐ一斉）	85
そ の 他	—	—

⑧ 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況（表（3）－15）

年 度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
22	年度末施設数等	3	1	2	5
	監視指導件数	—	—	—	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
23	年度末施設数等	3	1	2	6
	監視指導件数	1	—	1	6
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

(4) 保健栄養

健康増進法に基づき、専門的な知識や技術を必要とする対象者への栄養指導や、特定給食施設には適切な栄養管理が行えるよう必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会の開催を行った。

また八王子市食育推進計画をふまえ、市民一人ひとりが食に関する理解や関心を深め、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することを目指し、すべてのライフステージにおいて健康維持増進と生活習慣病予防のための取組等を行った。

① 専門的栄養指導等

生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び集団指導を行った。

ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況（表(4)－1）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導				
				(再掲)			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神
				生活習慣病	難 病	その他疾病		
22	総 数		337	74	—	64	—	21
23	総 数		209	29	2	37	—	3
	内 訳	妊産婦	1	—	—	—	—	/
		乳幼児	4	—	—	3	—	
		20歳未満	2	—	1	1	—	
		20歳以上	202	29	1	33	—	

*23年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況（表(4)－2）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導			
				(再掲)			(再掲) 精 神
				生活習慣病	難 病	その他疾病	
22	総 数		367	—	—	38	38
23	総 数		300	37	—	27	51
	内 訳	妊産婦	—	—	—	—	/
		乳幼児	—	—	—	—	
		20歳未満	—	—	—	—	
		20歳以上	300	37	—	27	

*23年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

② 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設（児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等）に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び集団指導として栄養管理講習会を年間8回行った。

給食施設数（表（４）－３）

年 度	総 数	学 校	病 院	介 護 老 人 保 健 施 設	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	矯 正 施 設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
22	378	115	41	8	39	92	11	2	14	30	—	26
23	376	113	40	8	39	93	11	2	15	29	—	26

給食施設指導状況（表（４）－４）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
22	総 数	個別指導延べ施設数	472	225	130	117
		(再掲)巡回指導	16	3	13	—
		集団指導 開設回数 延べ施設数	7 327	— 176	— 55	— 96
23	総 数	個別指導延べ施設数	344	181	92	71
		(再掲)巡回指導	19	7	6	6
		集団指導 開設回数 延べ施設数	9 424	— 223	— 71	— 130

栄養管理講習会実施状況（表（４）－５）

開催日	対象施設	テ ー マ	講 師 名	参 加 施設数	参 加 人数
5月11日	児童福祉施設・幼稚園等	①施設から広げる地域の食育 ②グループワーク	①八王子ふたば保育園園長 光明第八保育園栄養士 ②保健所栄養士	49	50
6月8日	児童福祉施設・学校・事業所等	①食品衛生情報 ②栄養管理・情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所栄養士	64	65
6月9日	病院・高齢者施設等	①食品衛生情報 ②栄養管理・情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所栄養士	68	72
7月14日	経験年数3年未満の管理栄養士・栄養士	①健康増進法に基づく届出について ②グループワーク	①②保健所栄養士	36	37
8月25日	全施設	放射能物質と飲食物の安全性	聖徳大学人間栄養学部 教授 林 徹氏	128	141

10月12日	事業所	社員の健康づくりは食堂から～健康管理部門と食堂受託会社の連携による取組みについて～	コニカミノルタ総合サービス(株) 保健師三浦淳子氏 グリーンホスピタリティフ ードサービス(株) 管理栄養士 原田直孝氏	9	10
12月20日	病院・高齢者施設	①糖尿病の新診断基準の概要 ②糖尿病と増加するCKDの栄養療法の実践	①東京医科大学八王子医療センター糖尿病・内分泌・代謝内科科長大野敦氏 ②元栄養科長福元敦子氏	35	47
3月2日	全施設	災害時における特定給食施設の連携と対策	新潟県地域振興局健康福祉部地域保健課 管理栄養士 磯部澄枝氏	87	112

③ 地区連携等

市内における健康づくりを推進するために、栄養・食生活に関する関係機関、団体との連携を図り、ネットワーク構築に努めた。

関係機関との連絡調整会議（表（4）－6）

項目	内容等	実施回数	延べ人員
はちおうじ食のネットワーク会議	地域の食に関する機関・団体のネットワークを形成し、その活動を円滑かつ効果的に実施するために、食に関する民間団体、行政関係者より情報交換等を実施。 H23年度「東日本大震災を経験して課題・対策について」	1	19
保健栄養業務担当者連絡会	保健栄養業務を円滑かつ効果的に実施するために、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、連絡調整、情報交換等を実施	3	29

④ 人材育成

市民の食生活の向上、健康づくりの推進のための人材育成として、各団体への研修会、連絡会等を支援・開催した。また管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受け入れを行った。

人材育成状況（表（4）－7）

項目	実施回数	延べ人員	内容等
地域活動栄養士会	14	113	各世代に対する栄養指導、情報提供等の実施
八王子管理栄養士の会	14	74	生活習慣病予防に関する料理講習会、情報提供等の実施
管理栄養士実習生指導	16	72	実践女子大学3年次生12名 5月9日（共通）及び5月27日・6月7日～10日（1期）、7月11日～15日（2期）9月12日～15日・9月22日（3期）

⑤ 栄養表示・飲食店指導

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、栄養表示基準制度及び特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導（表（4）－8）

年 度	区 分	業 者 指 導（件数）		
		飲食店等	食品関係業者等	（再掲） 栄養表示基準
22	個別指導延べ施設数	143	9	8
	（再掲）巡回指導	102	—	—
	集団指導 開設回数	25	—	—
	延べ施設数	1025	—	—
23	個別指導延べ施設数	81	22	22
	（再掲）巡回指導	67	—	—
	集団指導 開設回数	12	—	—
	延べ施設数	639	—	—

収去検査（表（4）－9）

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
22	栄養成分表示	3	2	1※	※栄養表示の順番
	栄養機能食品	2	2	—	
23	栄養成分表示	3	3	—	
	栄養機能食品	2	2	—	

⑥ 健康増進普及月間における活動

健康増進普及月間に併せて、市民の健康増進の観点から、「しっかり食べよう！野菜350」をテーマにヘルシーメニューキャンペーンを開催した。キャンペーンでは野菜350gの体感コーナーや野菜クイズ及び23年度から開始したヘルシーメニュー登録店を紹介するリーフレットの配布等を行った。

⑦ 国民（都民）健康・栄養調査等

健康増進法に基づき、厚生労働省（都）の指定地区を対象に、国民の総合的健康増進を図る基礎資料として、国民健康・栄養調査等を実施した。

国民（都民）健康・栄養（都民）調査等実施状況（表（4）－10）

区分	調査地区	基準日	調査日	実施世帯数	実施世帯員数	内容等
国民健康・ 栄養調査	川口町	11月9日	11月8日	16世帯	38名	栄養摂取調査 身体状況調査 生活習慣調査 歯科疾患調査
都民健康・ 栄養調査	明神町	11月9日	11月10日	8世帯	20名	栄養摂取状況調査 身体状況調査 生活習慣調査
	打越町①		11月15日	12世帯	28名	
	打越町②		11月15日	10世帯	24名	

⑧ 食育推進事業

八王子市食育推進計画（平成23年3月策定）の推進を図るため、八王子市食育協議会を開催し、食育推進事業の取組みとして食育フェスタ、食育サポーター養成、食育シンポジウムを開催した。なお、ヘルシーメニュー推進事業（平成21年度より）として23年度から「ヘルシーメニュー登録店制度」を9月から翌年8月までを登録期間として実施し、9月、6月はキャンペーン月間として「しっかり食べよう！野菜350」をテーマに、サービスクーポン付の「食べ歩きヘルシーメニューカイドマップ」を配布した。

ア 食育協議会

市民活動団体、事業者、行政が一体となって食育推進を取り組むための検討の場として協議会を開催した。

食育協議会（表（4）－1 1）

項目	実施回数	延べ人員	内 容 等		
			回	開催日	内容
食育協議会	3	62	第1回	6月29日	①八王子市食育協議会設置について ②役員選出について ③食育フェスタについて
			第2回	9月8日	①八王子市食育推進計画について ～本市の食育の進め方～ ② 第1回食育フェスタ実行委員会報告
			第3回	平成24年 1月12日	①平成23年度食育推進事業報告について ②来年度の食育事業について

イ 食育推進事業実施状況

a 食育フェスタ

食育を市民へ広く周知する取組みの一つとして「人と食をむすぶ食育フェスタ 2011」をキャッチフレーズとし（実行委員会委託事業）開催した。

食育フェスタ実行委員会（表（4）－1 2）

項目	回数	延べ人員	内 容 等				
			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
食育フェスタ実行委員会	5	82	八王子食育推進計画に基づき、地域団体、事業者、NPO、行政等の食育の取組みを紹介し、体験の機会を設け、参加を通じて市民がさらに食育への関心や理解を深め、食育活動団体との交流や連携を促進することを目的とした食育フェスタを実施するため、はちおうじ食育フェスタ実行委員会を設置し、委員会を開催した。				
			8月26日	9月28日	10月13日	11月1日	12月5日

食育フェスタ開催（表（4）－1 3）

開催日	会場	内容	参加団体	来場者数
11月12日	富士森公園陸上競技場	食育の周知や各団体の活動と市民の交流に場として食育フェスタの開催。食に関わる民間団体や行政など15団体による体験コーナーや展示等の他、食育サポーター考案の「彩ワイワイ弁当」販売、クイズラリーを実施。	15	2,100

b 食育サポーター養成事業

地域・市民に対してより広く食育を広めるため、食育サポーターを養成し、地域のイベントや食育フェスタ等の食に関わるイベント・講習会での活動に取り組んだ。

募集期間：6月1日～7月15日

周知方法：ポスター・ちらし、広報、ホームページ

食育サポーター養成講座内容（表（4）－14）

回・日程	分野	内容	担当
第1回 8月2日	食育	①「みんなで進めよう！これからの食育～食を大切にする人々を育むために～」 ②八王子市食育推進計画	①首都大学東京 大学院 准教授 稲山 貴代 氏 ②保健所栄養士
第2回 9月9日	ライフステージ	①教育で取り組む子どもの食育 ②乳幼児期、妊娠期、成人期における食育 ③保育園における食育 ④小・中学校における食育 ⑤高齢者施設における食育 ⑥私たちの活動したい食育について	①教職員課 ②保健福祉センター ③子育て支援課 ④学校教育部 学事課 ⑤偕楽園ホーム：小島管理栄養士 ⑥グループワーク
第3回 10月7日 10月8日	農業・環境・体験	牧場から学ぶ食育（実習・体験） 実習・講話「牧場から学ぶ食育」 ①石釜ピザ作り ②乳搾り・ミルクのテイスティング ③牧場見学 ④その他	<体験場所> 磯沼ミルクファーム 講師：磯沼 正徳 氏
第4回 10月26日	食生活（健康）	バランスのとれた食事から考えるお弁当について（講義/グループワーク） ①食育フェスタで販売するバランスのとれたお弁当を考える ②プレゼンテーション ③審査・結果発表	講師：オリジン東秀株式会社 経営戦略本部経営企画部 藤田 誠一氏

食育サポーター数・活動（表（4）－15） 認定者27名

対象	認定人数（人）	活動実績
学生	11	食育フェスタ2011 スタッフ活動 （食育サポーター考案「彩ワイワイ弁当」販売） 食育シンポジウム スタッフ活動
一般	16	

c ヘルシーメニュー推進事業

食を通じて市民の健康づくりを支援するため、外食等を利用する際に、健康に配慮した料理を選択できるように、市内の飲食店等と協力してヘルシーメニューを提供するお店を登録店制度として実施し、市民に広く周知を行うとともに、食環境づくりを行った。

市では、食生活の問題点である野菜の摂取不足に着目し、「**しっかり食べよう！野菜 350**」をテーマに野菜の多くとれるメニューを取組みポイントとして飲食店等と協力して実施している。

ヘルシーメニュー登録店（表（4）－16）

登録期間	登録店舗	ガイドマップ配布数
平成23年9月1日～平成24年8月31日	29※	11,000部（前期6,000部、後期5,000部）

※スーパーアルプスについては、八王子地域全13店舗（登録としては1店舗）

ヘルシーメニュー登録店キャンペーン（表（4）-17）

キャンペーン実施	参加店舗	クーポン実施店	クーポン券ちらし配布数
平成23年9月（健康増進普及月間）	29	22	6,000部

ヘルシーメニュー「しっかり食べよう！野菜350」野菜普及キャンペーン（表（4）-18）

実施日	実施場所	内容	参加人数
9月14日・15日	市役所食堂	パネル展示・アンケート	169
9月20日	(株) スーパーアルプス 橘原店	野菜350g重量チェック 野菜クイズ・アンケート	100

d 食育シンポジウム

市における食育を効果的に推進するため、広く市民に呼びかけ基調講演、活動事例発表会等を行う食育シンポジウムを開催した。

食育シンポジウム（表（4）-19）

開催日	会場	内容	参加人数
平成24年 2月4日	南大沢文化会館 交流ホール	テーマ「しっかり食べよう！野菜350」 対象：市民 基調講演：「タニタ社員食堂レシピから学ぶ、おいしさとヘルシーの秘訣～野菜たっぷりヘルシーメニュー～」 講師：株式会社タニタ 管理栄養士 児玉 祐子氏 シンポジウム：「しっかり食べよう！野菜350」 コーディネーター：神奈川工科大学 応用バイオ科学部 栄養生命科学科 准教授 松月 弘恵氏 パネリスト：手打そば 車家 店主 小川 修氏 八王子ふりんせすマーケット 勝沢 朝子氏 八王子市保健所生活衛生課長	212

e 食育キャラクター

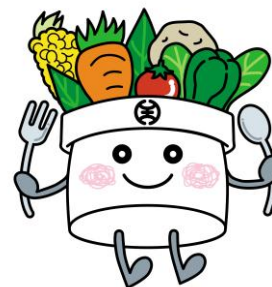
市民が食育に親しみをもつきっかけとするために、食育推進イメージキャラクターデザイン及び名称を市民募集しました。キャラクターに決定した作品は市内の中学生の作品で応募総数2,432点の中から選ばれました。食育推進に現在活躍中です！

f その他（依頼事業）

健康福祉総務課からの依頼で高齢者対象の公衆浴場（お風呂）で健康教室を実施した

健康教室（表（4）-20）

実施日	場所	内容	人数
8月26日	松の湯（小門町）	①講話「おいしく！元気に！ヘルシーに！」 ②体組成体重計を使った栄養相談	37
8月29日	稲荷湯（子安町一丁目）		
8月30日	武の湯（千人町一丁目）		
8月31日	福の湯（本町）		



はちおうじ食育キャラクター
「はっちくん」

